

せたな青少年旅行村 指定管理者募集要項

「せたな青少年旅行村」の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第24条の2第3項及びせたな町青少年旅行村条例第16条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募します。

1. 施設の概要等

施設の名称	せたな町青少年旅行村
施設の所在地	せたな町瀬棚区西大里11番地
設置目的	青少年の健全な旅行の推進と余暇利用の活動促進を図る
施設の概要	・管理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨1階建 1棟 167㎡ ・ケビン 木造1階建 49㎡、4人用4棟 ・ケビン 木造1階建 64㎡、6人用2棟 ・バンガロー 木造1階建21㎡、3人用3棟 ・その他の施設 駐車場、倉庫、テントサイト、その他附属施設一式
施設開館期間	4月1日から10月31日（7カ月）
施設開館時間	キャンプ 午後1時00分から翌日午前10時 レクリエーション 午前9時から午後5時

2. 申込の資格

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する団体であること。（法人格の有無は問わない）
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本町における一般競争入札の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2【議員の兼業禁止】、第142条【長の兼業禁止】（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項【普通公共団体の委員会の委員の兼業禁止】の規定に抵触することとなる者
 - カ 国税及び地方税等を滞納していないこと。
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員が暴力団の構成員暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 施設の管理運営能力を有する者

3. 申込受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

令和6年12月26日(木)から令和7年1月31日(木)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 申込書の提出先及び問い合わせ先

せたな町役場まちづくり推進課商工労働観光係

TEL 0137-84-5111 FAX 0137-84-4657

4. 申込の際に提出する書類

(1) 申込書(様式第1号)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2(1)	法人の場合	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄付行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合	・団体の規約
2(2)ア及びイ	法人の場合	・不要
	非法人の場合	・代表者の身分証明書
2(2)ウ及びオ		・2(2)ウ及びオに該当しない旨の申立書(様式第2号)
2(2)カ	国 税 及 び 地 方 税	納税義務がある場合 ・納税証明書(この要綱の配布開始日以降に交付されたもの)
		納税義務がない場合 ・その旨を記載した申立書(様式第2号)

(3) 管理業務の計画書(様式第3号)

(4) 管理に係わる収支計画書(様式第4号)

(5) 団体の経営状況を説明する書類

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ。)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ。)

ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たにこの施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ。)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類及びこれらに相当する書類

5. 選定の基準

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

- (3) 施設の適切な維持及び管理運営に係わる経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

6. 管理の基準

「せたな町青少年旅行村条例」及び「せたな町青少年旅行村管理規則」による。

7. 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 施設の使用の許可及び利用調整に関する業務
- (3) 町長の承認を得て、利用料金を変更し、減免すること
- (4) 利用料金の徴収に関する業務
- (5) 施設及び付属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関して町長が必要と認める業務

8. 利用料金に関する事項

せたな町青少年旅行村の利用料金は、当該指定管理者の収入として収受することができる。この徴収する利用料金については、「せたな町青少年旅行村条例」の別表で定められている額の範囲内で町長の承認を得て定める額とする。

9. 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

10. 管理費用の基準額等に関する事項（指定管理料）

当該施設の管理運営経費は、町が指定管理者に支払う管理費用と指定管理者が得る利用料金収入をもって充てます。また、町が支払う経費については、会計年度毎に予算の範囲内で支払うこととする。

- ① 令和7年度の当該施設の管理運営に要する収支計画については、別添資料を参考に作成してください。
- ② 指定管理料の基準額

3,000千円（税込額）

※上記金額は指定管理料の基準となる額であり、指定管理料の額、支払時期、方法等は別途せたな町と指定管理者との間で締結する協定書で取り決めます。

11. その他

(1) 選定期間等について

- ・ 指定候補者の選定（内定）については、令和7年2月下旬（予定）に書面により通知いたします。

(2) 指定の議決及び告示

- ・ 選定された法人等については、せたな町議会の本会議（3月中旬）において指定議決を経た後、指定管理業務の開始日をもって指定管理者として指定する。併せて町民に周知するため同日をもって告示する。

1 2. 協定の締結

- ・施設の管理に係る細目的事項、管理費用等の額、危惧負担等を定めるため、協定を締結します。